

高松市成年後見制度利用支援事業実施要綱

高松市成年後見制度における市長が行う審判の請求等に関する要綱（平成14年10月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等（以下「判断能力が不十分な認知症高齢者等」という。）が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）の制度を利用するに当たり、その支援を行うことに関し必要な事項を定めることにより、判断能力が不十分な認知症高齢者等がその有する能力を活用し、自ら希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

（要支援者）

第2条 市長が次条に定める支援を行うことができる者（以下「要支援者」という。）は、市内に住所を有する判断能力が不十分な認知症高齢者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設（以下「住所地特例対象施設等」という。）に入所又は入居（以下「入所等」という。）をする直前に有した住所が本市以外の市区町村にある者を除く。）又は住所地特例対象施設等に入所等をしている者のうち、入所等をする直前に有した住所が市内にあった判断能力が不十分な認知症高齢者等とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（支援の種類）

第3条 市長は、要支援者に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- （1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が行う民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、

第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「市長審判請求」という。）

(2) 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「後見開始等の審判請求」という。）に係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「後見開始等の審判請求に係る費用」という。）に関する支援

(3) 成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬に関する支援
(市長審判請求の対象者)

第4条 市長審判請求の対象となる者（以下「対象者」という。）は、要支援者のうち、配偶者及び二親等内の親族がいない者並びに配偶者又は二親等内の親族がいてもこれらの者が後見開始等の審判請求を行う意思がない者であって、次に掲げる事項を総合的に勘案し、要支援者の保護のために支援を行うことが特に必要と認めるものとする。

- (1) 事理を弁識する能力
- (2) 生活状況及び健康状況
- (3) 他の施策の活用による効果

2 市長は、前項の規定にかかわらず、要支援者が虐待を受けている等、緊急を要し、かつ、やむを得ない事情があると認める場合は、市長審判請求を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、要支援者について、三親等又は四親等の親族であって、後見開始等の審判請求をする者の存在が明らかであると認めるときは、市長審判請求は、行わないものとする。

(市長審判請求に要する費用の負担)

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、市長審判請求に要する費用を負担するものとする。

(市長審判請求に要する費用の求償)

第6条 市長は、対象者が次に掲げる者に該当する場合を除き、市長審判請求に要する費用を対象者が負担すべきであると認めるときは、家事事件手続法

第28条第2項の規定による費用負担の命令（以下「費用負担の命令」という。）に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 資産、収入等の状況から前2号に掲げる者に準じると市長が認める者

2 前項の申立ては、市長審判請求と同時に行うものとする。

3 市長は、費用負担の命令があった者のうち、特に市長が認める者については、その費用負担を求めない。

（後見開始等の審判請求に係る費用の助成）

第7条 市長は、要支援者及びその後見開始等の審判請求を行った者（市長を除く。）が前条第1項各号のいずれかに該当する者である場合は、後見開始等の審判請求に係る費用を負担した者に対し高松市後見開始等審判請求費用助成金（以下「審判請求費用助成金」という。）を支給することにより、後見開始等の審判請求に係る費用を助成することができる。

（審判請求費用助成金の支給の申請）

第8条 審判請求費用助成金の支給を受けようとする者（以下「審判請求費用助成金支給申請者」という。）は、高松市後見開始等審判請求費用助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 後見開始等の審判書の写し

(2) 登記事項証明書、家庭裁判所が発行する審判確定証明書等後見開始等の審判が確定した日が分かる書類

(3) 後見開始等の審判が確定した後に家庭裁判所に提出した財産目録、収支予定表等の写し（家庭裁判所が提出することを要しないと判断した場合を除く。）

(4) 領収書、郵便切手返還書、鑑定費用保管金受領書等の後見開始等の審判請求に係る費用を支払ったことを証する書類

(5) 預貯金通帳の写し（成年後見開始等の審判の日から当該申請の日までの期間のもの）

(6) 審判請求費用助成金支給申請者が生活保護受給者である場合は、生活保護受給者証

(7) 審判請求費用助成金支給申請者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合は、本人確認証の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 審判請求費用助成金の支給の申請は、当該後見開始等の審判の確定の日から起算して1年以内に行わなければならない。

（審判請求費用助成金の支給の決定及び通知）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、審判請求費用助成金の支給の可否及び支給する場合には、その額を決定し、高松市審判請求費用助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により審判請求費用助成金支給申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定による審判請求費用助成金の支給の決定の通知を受けた者（以下「審判請求費用助成金支給決定者」という。）は、審判請求費用助成金の支給を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（成年後見人等に対する報酬の助成）

第10条 市長は、要支援者のうち後見開始等の審判を受けた成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）が第6条第1項各号のいずれかに該当する者であるときは、被後見人等に対し、高松市成年後見人等報酬助成金（以下「報酬助成金」という。）を支給することにより、成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成することができる。ただし、成年後見人等が被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合には、助成の対象としない。

2 報酬助成金の額は、家事事件手続法別表第1第13項、第31項又は第50項に規定する報酬の付与に係る同法第39条の審判（以下「報酬の付与の審判」という。）において決定された成年後見人等に対する報酬の額（次

項において「報酬額」という。)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を月額の上限とする。

(1) 被後見人等が在宅の場合 28,000円

(2) 被後見人等が社会福祉施設、病院等に入所、入院等をしている場合
18,000円

3 市長は、第1項に規定する報酬助成金の支給の対象となる被後見人等が死亡した場合においては、報酬助成金の額に相当するものとして、報酬額及び当該被後見人等の遺留財産の額を勘案し、市長が決定する額を当該被後見人等の成年後見人等であった者に対し支給することができる。

(報酬助成金等の支給の申請)

第11条 報酬助成金の支給又は前条第3項の規定による支給を受けようとする者は、高松市成年後見人等報酬助成金等支給申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 報酬の付与の審判書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し

(3) 対象期間(報酬の付与の審判書に記載された報酬の付与の期間をいう。以下同じ。)において、被後見人等が社会福祉施設、病院等に入所、入院等をし、又は社会福祉施設、病院等から退所、退院等をした場合は、それを証する書類

(4) 対象期間において、被後見人等の氏名又は住所に変更があった場合は、それを証する書類

(5) 被後見人等が生活保護受給者である場合は、生活保護受給者証

(6) 被後見人等が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合は、本人確認証の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 報酬助成金の支給又は前条第3項の規定による支給の申請は、家庭裁判所による報酬の付与の審判の日から起算して1年以内に行わなければならない。

(報酬助成金等の支給の決定及び通知)

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、そ

の内容を審査し、報酬助成金等の支給の可否を決定し、高松市成年後見人等報酬助成金等支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に対し通知しなければならない。

- 2 前項の規定による報酬助成金等の支給の決定の通知を受けた者（以下「報酬助成金等支給決定者」という。）は、報酬助成金等の支給を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し及び助成金の返還）

第13条 市長は、審判請求費用助成金支給決定者及び報酬助成金等支給決定者（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審判請求費用助成金又は報酬助成金等（以下「助成金」という。）の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正な手段により助成金の支給の決定又は支給を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（3）前2号の掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（監査）

第14条 支給決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の高松市成年後見制度における市長が行う審判の請求等に関する要綱の規定によりなされた市長が行う審判の請求、その費

用の求償及び成年後見人等に対する報酬の助成の申請については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第7条から第9条までの規定については、後見開始等の審判の確定の日がこの要綱の施行の日以後であるものから適用する。

4 第10条から第12条までの規定については、この要綱の施行の日以後の対象期間に係る報酬について適用する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者

住 所

氏 名

㊟

上記代理人

住 所

氏 名

㊟

（電話番号

（職業及び本人（被後見人等）との関係

高松市後見開始等審判請求費用助成金支給申請書

高松市後見開始等審判請求費用助成金の支給を受けたいので、高松市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

本人 (被後見人等)	フリガナ		成年後見等の 類 型	申立時	成年後見・保佐・補助	
	氏 名			審 判	成年後見・保佐・補助	
助 成 金 申 請 額	円	内 訳	収入印紙代	円	郵便切手代	円
			鑑定料	円	診断書料	円

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のことをいう。

【添付書類チェックリスト】

- 後見開始等の審判書の写し
- 登記事項証明書、家庭裁判所が発行する審判確定証明書等審判が確定した日が分かる書類
- 後見開始等の審判が確定した後に家庭裁判所に提出した財産目録、収支予定表等の写し（家庭裁判所が提出することを要しないと判断した場合を除く。）
- 領収書、郵便切手返還書、鑑定費用保管金受領書等の後見開始等の審判請求に係る費用を支払ったことを証する書類
- 預貯金通帳の写し（成年後見開始等の審判の日から当該申請の日までの期間のもの）
- 申請者が生活保護受給者である場合は、生活保護受給者証
- 申請者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合は、本人確認証の写し
- その他市長が必要と認める書類

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市審判請求費用助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市審判請求費用助成金の支給については、次のとおり決定したので、高松市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

助成金支給の可否	<input type="checkbox"/> 支給を決定します <input type="checkbox"/> 減額して支給を決定します <input type="checkbox"/> 不支給とします					
助成金額	円	内訳	収入印紙代	円	郵便切手代	円
			鑑定料	円	診断書料	円
被後見人等	氏名	生年月日		年 月 日		
	住所					
成年後見人等	氏名					
	住所					
不支給又は減額支給の場合その理由						
備考						

支給条件

- 1 所定の請求書に必要事項を記載して速やかに提出してください。
- 2 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 3 高松市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に違反した場合は、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を支給しているときは、当該助成金の返還を求めます。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者

住 所

氏 名

㊟

上記代理人

住 所

氏 名

㊟

(電話番号 ())

(職業及び本人(被後見人等)との関係 ())

高松市成年後見人等報酬助成金等支給申請書

高松市成年後見人等報酬助成金等の支給を受けたいので、高松市成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

本人 (被後見人等)	フリガナ		成年後見等の類型	成年後見・保佐・補助
	氏 名			
	施設入所・入院の場合の住所・施設名	〒 ー 電話番号 ()		
助成金等申請額	円	報酬付与対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
当該申請以前の本制度利用申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日付 支給・不支給決定通知) <input type="checkbox"/> 無			

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のことをいう。

※成年後見人等が本人(被後見人等)の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合は、支給を受けることができない。

【添付書類チェックリスト】

- 報酬の付与の審判書の写し
- 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- 対象期間（報酬の付与の審判書に記載された報酬の付与の期間をいう。以下同じ。）において、被後見人等が社会福祉施設、病院等に入所、入院等をし、又は社会福祉施設、病院等から退所、退院等をした場合は、それを証する書類
- 対象期間において、被後見人等の氏名又は住所に変更があった場合は、それを証する書類
- 被後見人等が生活保護受給者である場合は、生活保護受給者証
- 被後見人等が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合は、本人確認証の写し
- その他市長が必要と認める書類

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市成年後見人等報酬助成金等支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市成年後見人等報酬助成金等の支給については、次のとおり決定したので、高松市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条第1項の規定により通知します。

助成金等 支給の可 否	<input type="checkbox"/> 支給を決定します <input type="checkbox"/> 減額して支給を決定します <input type="checkbox"/> 不支給とします			
助成金等 支給額	円			
被 後 見 人 等	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
成 年 後 見 人 等	氏名			
	住所			
不 支 給 又 は 減 額 支 給 の 場 合 の 理 由				
備考				

支給条件

- 1 所定の請求書に必要事項を記載して速やかに提出してください。
- 2 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 3 高松市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に違反した場合は、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を支給しているときは、当該助成金の返還を求めます。